

「愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金」に係る 特別高圧電力受電施設向け説明会



2025年4月4日

1 経緯・背景

2 支援金制度の概要

- ① 制度概要
- ② 特高を直接受電している中小企業者の申請
- ③ 特高を受電している施設等に入居している中小企業者の申請

3 施設様へのお願い

- ① 特高受電施設の登録
- ② 入居事業者への周知の協力
- ③ 入居事業者の申請時の対応

1 経緯・背景

国の電気料金支援

電力価格の高騰を受け、国は低圧契約、高圧契約の電気料金について2023年1月から断続的に支援
国は、電気の小売事業者などに対し、値引きの原資を支援することで、電気料金を値下げ
国から支援のない特別高圧電力については、県が国の交付金を活用して支援

国が支援

電気の小売事業者を通じて電気料金を値下げ

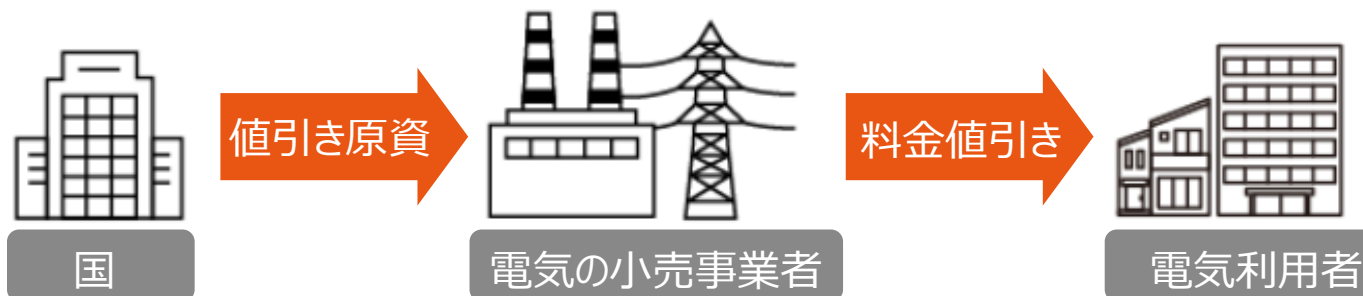
低圧（主に家庭）

高圧（主に企業）

県が支援

県が国の交付金を活用して
中小企業に支援金を交付

特別高圧



特別高圧の支援に関する国からの要請

特別高圧の電力料金支援について、都道府県で実施するよう経済産業省が要請
対象は中小企業等、国の交付金を活用して県が支援金を交付

電気料金の値下げではなく、支援金の交付としないといけない理由

▶ 都道府県の支援において、国のように電力会社を通じた支援は困難

(理由)

- ① 電力会社は受電者が中小企業かどうか把握していない
- ② 燃料調整単価はエリア単位でしか設定できないため、都道府県単位での値引きはできない
- ③ 燃料調整単価の調整以外の方法での値引きはシステム上の制約により大多数の電力会社で困難

以下の課題があるため、
特高受電施設の入居事業者への支援金支給に、施設様のご理解とご協力が不可欠

課題

- ① 情報のセキュリティ関係の制約を受け、国や電力会社から受電者情報を得られないため、
県内の特別高圧電力の受電者を把握できない
 - 中部電力ミライズを始めとした小売電気事業者に、県内の特高受電者への周知の協力をいただき
本日の説明会を開催
- ② ①のため、特別高圧電力を受電する施設に入居する中小企業者の把握が困難
- ③ 特別高圧電力を受電する施設と入居事業者間の電力料金に関するやり取りが多種多様

→ 施設様のご理解とご協力が不可欠
この後、支援金制度を説明し、ご協力についてお願い

2 支援金制度の概要

①愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金 制度概要

中部電力ミライズ、日本ショッピングセンター協会、商業施設、ビル所有者、工業団地、工場、他都道府県等々にヒアリング・相談し、愛知県として特別高圧に関する中小企業を対象とした支援金制度を創設（2023年7月）

支援対象

- ① 県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
- ② 県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

※ ただし、みなし大企業は除く

※ 特別高圧電力に由来する電力を使用して、その電力料金を負担している者に限る

これまでの支援期間

第1期：2023年4月～6月

第2期：2023年7月～9月

第3期：2023年10月～12月

第4期：2024年1月～3月

①愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金 制度概要

今回の支援対象期間・支援内容

2024年8月～10月使用分

2025年1月～3月使用分

支援単価	2024年 8月使用分	2024年 9月使用分	2024年 10月使用分	2025年 1月使用分	2025年 2月使用分	2025年 3月使用分
	2.0円/kWh	2.0円/kWh	1.3円/kWh	1.3円/kWh	1.3円/kWh	0.7円/kWh

支援額 = 支援対象期間の電力使用量 (kWh) × 支援単価 (円/kWh)

①制度概要 支援対象について

中小企業者の定義

※中小企業基本法上の中小企業者

資本金の額又は出資の総額が以下に該当する会社

並びに常時使用する従業員の数が以下に該当する会社及び個人

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

①制度概要 支援対象について

中小企業基本法に規定する「会社」の範囲

区分	対象
会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、 (特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は対象外

①制度概要 支援対象について

第14回改定（令和6年4月1日施行）

業種について

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類3313 電気小売業 細分類3413 ガス小売業 大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類H（運輸業、郵便業）のうち 細分類4892 レッカー・ロードサービス業 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

※ 中小企業者の定義に関する詳しい情報は、中小企業庁WEBサイトを参照してください
<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>



①制度概要 支援対象について

みなし大企業の定義

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

なお、**国及び自治体等の公的機関は大企業**とみなす。

また、**海外企業**についても、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は**大企業**とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

①制度概要 支援対象について

支援対象の範囲

区分 受電施設	国及び 地方公共団体	企業以外の大学、 病院、組合など	大企業、 みなし大企業、 工業団地	中小企業者	
				中小企業	個人
直接受電	×	×	×	○	○
入居する 中小企業者	公営水族館や 市民病院等の 飲食店、売店など ○	大学、病院等の 飲食店、売店など ○	○	○	○

※第三セクターでも、みなし大企業の定義に当てはまらない中小企業者である場合は支援対象。

①制度概要 申請スキーム概要

施設様や申請者に、できるだけお手間をかけず、利便性の高い申請方法で実施します

申請時期

支援対象期間	支援金申請受付期間
令和6年8月使用分から10月使用分	令和7年4月24日(木)から令和7年6月13日(金)まで
令和7年1月使用分から3月使用分	

申請方法

① 各支援対象者が直接申請（**入居施設でのとりまとめは不要**）

② オンライン申請

- ・専用のオンライン申請フォームを開設
- ・オンライン申請ができない方は、郵送による申請も受付

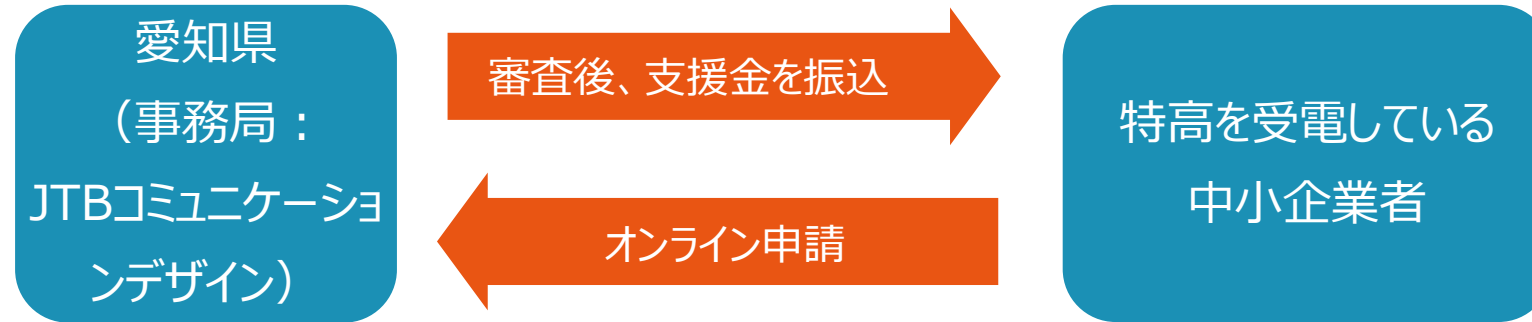
サポート体制

① 特設WEBサイトの開設（申請フォーム、制度説明、Q&Aなどを掲載）

② コールセンターの開設

施設様からの問い合わせ対応のため、現在も稼働中
支援金申請に関するお問い合わせは4月10日(木)から

②特高を直接受電している中小企業者の申請



支援対象期間の電力使用量 (kWh) × 支援単価 (円/kWh) で支援金額を算出して申請

- ▶ 他者（入居者など）が電力料金を負担している部分が存在する場合
→ **他者が負担している分の電力使用量は除いて申請**

②特高を直接受電している中小企業者の申請

事前登録で既に特高受電契約書を提出済みの場合は、①は添付不要となります。

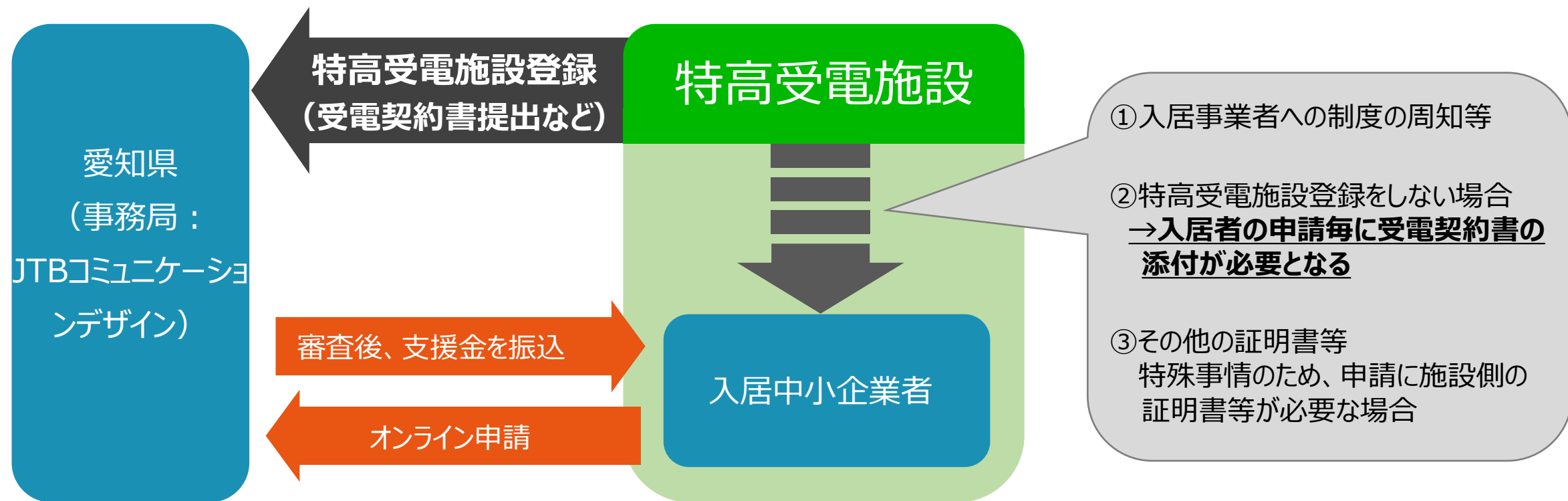
令和5年4月～令和6年3月に一度でも申請済みであり、下記⑤の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

申請に添付が必要な主なもの	具体的な書類
① 特別高圧電力を受電している証明書	特別高圧電力の受電契約書 事前登録で提出済みの場合 →添付不要
② 対象期間の特高使用実績が分かる書類	特別高圧電力の請求書
③ 施設の登記事項証明書	現在事項証明書等
④ 申請企業の登記事項証明書	現在事項証明書等 ※個人事業主の場合は不要
⑤ 振込先口座が分かる書類	通帳の写し、インターネットバンキングの場合は画面の写し

※ その他特殊な事情がある場合には、証明書などが別途必要となる場合があります。

※ 詳しくは、支援金の特設WEBサイトにて確認できるように準備中です。

③特高を受電している施設等に入居している中小企業者の申請



支援対象期間の電力使用量 (kWh) × 支援単価 (円/kWh) で支援金額を算出して申請

③特高を受電している施設等に入居している中小企業者の申請

入居施設等が特高受電契約書をすでに提出している場合は、①の添付は不要となります。

令和5年4月～令和6年3月に一度でも申請済みであり、下記①②④⑤の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

申請に添付が必要な主なもの	具体的な書類
① 入居している施設等が特別高圧電力を受電している証明書	入居施設等の特別高圧電力の受電契約書 施設が提出済みの場合 →添付不要
② ①の施設等に入居している証明書	施設等との賃貸契約書等
③ 対象期間の電気の使用実績が分かる書類	入居施設からの電力の請求書等の使用量 (kWh) が分かるもの ※電気使用実績が証明できない場合には、専有面積を基に支援金の算出ができる方向で検討中
④ 申請企業の登記事項証明書	現在事項証明書等 ※個人事業主の場合は不要
⑤ 振込先口座が分かる書類	通帳の写し、インターネットバンキングの場合は画面の写し

※ その他特殊な事情がある場合には、証明書などが別途必要となる場合があります。

※ 詳しくは、支援金の特設WEBサイトにて確認できるように準備中です。

3 施設様へのお願い

特高を受電している施設等に入居している中小企業者の円滑な申請のために
特高受電施設様にお問い合わせいただきたいこと

施設様へのお願い① 特高受電施設の登録

施設側・入居事業者の双方の手間や労力等の削減のため、特高受電施設の登録をお願いします。
登録いただくと、入居事業者が申請システムで入居施設を選択可能となり、各種トラブルの回避にもつながります。

登録対象施設

県内で特別高圧電力を受電している施設であり、
かつ、当該施設に入居している中小企業者（みなし大企業を除く）が電力使用料を負担している施設の所有者

→**入居事業者が中小企業者かどうか不明の場合は、登録をお願いします**

登録期間

2025年4月4日から4月18日までに登録をお願いします。

※ その後も追加・修正は可能です。

登録にあたって、入居事業者が
中小企業者かどうかを確認いただく必要はありません

登録内容

- ① 施設情報
- ② 特高受電契約書
- ③ 入居事業者が電気代を請求している請求書のひな型
- ④ ご担当者様の連絡先
- ⑤ 入居事業者向け資料送付方法 など

特高受電施設登録フォーム

こちらから登録をお願いします。



説明会后、メールでも
登録フォームのアドレスを
送らせていただきます。

施設様へのお願い① 特高受電施設の登録

① 施設情報

- ▶ 入力いただいた施設名について、支援金のオンライン申請システムにて選択できるように設定
- ▶ 申請システムでの表示に活用するため、特高を使っていない棟・建物などがある場合にはご回答ください

② 特高受電契約書

- ▶ 入居事業者に支援金を支給するためには、入居している施設が特高を受電している確認が必要
- ▶ 事前登録にて県に特高受電契約書を提出していただければ
 - ① 各入居者の申請時に受電契約書の添付が不要になる
 - ② そのため、施設側も受電契約書の写しを各入居者に渡す必要がなくなる

③ 入居事業者に電気代を請求している請求書のひな型

- ▶ 特高受電施設と入居事業者間の電気料金のやり取りの形態は多種多様であり、実態の把握が困難
- ▶ 支援金審査の円滑化のために、施設様から入居事業者への電気代請求書のひな形のご提供のお願い

④ 入居事業者向け資料送付方法

- ▶ 入居事業者に周知いただきたい支援金申請の案内チラシの送り方（データor郵送）の確認

特別高圧受電施設に入居されている事業者に対して、愛知県から直接周知する手段が無い場合、入居事業者が申請機会を逸さないよう、施設様から入居事業者への周知のご協力をお願いします。

支援金制度の周知

- ▶ 支援金の申請受付開始の前に、入居事業者向けの支援金制度の案内チラシを送らせていただきます。
※ 特高受電施設登録にて、データ or 紙媒体のいずれのチラシを希望か確認します。
- ▶ 大変お手数をおかけしますが、入居事業者への周知（一斉メールや紙チラシの配付）をお願いします。
- ▶ 入居事業者が中小企業者かどうかを確認して周知いただく必要はありません。
 - ・ 全入居事業者に対する一斉周知で問題ありません。
 - ・ 支援金対象者（中小企業者）であるかどうかは、各入居事業者にて判断し、申請いただければ大丈夫です。

個別の特殊事情によっては、支援金の申請に施設側の証明書等が必要な場合が発生することも想定されます。その際は大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

例 入居事業者が電気料金を負担していることが証明できない場合

- ▶ 施設側が、電気料金という名目ではなく、入居事業者から一定の費用を徴している。
- ▶ 実際には、この費用には、電気料金が含まれている。
- ▶ しかし、契約書等の入居事業者が持っている書面では、電気料金の負担をしていることが証明できない。

→ **施設側が、「入居事業者が電気料金の負担をしていることを証明する旨の書面」を発行すれば入居事業者が支援金支給の資格を証明できる**

- ・ **施設側と入居事業者等の関係が、多種多様**であることから、**様々な特殊事情**が存在することが想定される
- ・ 本来、支援金の受給資格がある入居事業者が、**その資格を証明するために施設側の協力が必要となる場合**には、ご協力をお願いします。

施設に入居する中小企業者への
円滑な支援金の支給へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援
コールセンター

TEL 050-3354-4925

受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

※施設様からの問い合わせ対応のため、現在も稼働中

※支援金申請に関するお問い合わせは4月10日(木)から対応予定です。

